

# スクールカウンセラー 活用リーフレット

令和6年4月改定版



滋賀県教育委員会

# 1. スクールカウンセラー等活用事業について

不登校やいじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっています。このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを公立小学校、中学校、義務教育学校および県立学校等に配置・派遣し、児童生徒の諸課題の解決と教職員の資質向上を目的とします。

## 全ての教職員がスクールカウンセラーの役割を理解するために

スクールカウンセラーの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、組織的に児童生徒への対応・支援を行うためには、スクールカウンセラーを組織の一員として効果的に活用することが重要です。



### <スクールカウンセラーの役割>

1. 児童生徒に対する相談・助言

2. 保護者や教職員に対する相談(カウンセリング・コンサルテーション)

3. 校内会議等への参加

4. 教職員や児童生徒・保護者への研修や講話

5. 相談者への心理的な見立てや対応 (アセスメント)

6. ストレスチェックや心理教育等の予防的対応 (教員とSCが協力して実施)

心理教育の例

★アサーショントレーニング

★ストレスマネジメント

★構成的グルーエンカウンター

★ソーシャルスキルトレーニング

など

7. 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【アセスメント】……情報を収集して系統的に分析し、背景や要因を明らかにしようとするもの

【コンサルテーション】…専門家同士(スクールカウンセラーと教職員など)においてなされる指導・助言。お互いの専門性を尊重したうえで行われるもの。

いじめ事案対応においてはスクールカウンセラーを含めた組織委員会を設置すること。

(※)本リーフレットではスクールカウンセラーとスクールカウンセラーに準ずる者をまとめて、スクールカウンセラーと表記しています。

## 2. スクールカウンセラーの有効的な活用について

### 児童生徒の不安や悩み、問題行動を解消するために

1. 「指導しているのに改善できない」「児童生徒の表情が気になる」そんな時に・・・  
スクールカウンセラーに相談しましょう。

例

- ・授業中に勝手な行動をとり、授業を妨害する。
- ・友だちにすぐに暴力をふるったり、いたづらをしたりする。
- ・登校を渋ることが多い。
- ・悩んでいるようだが、教職員に相談しない。
- ・トラブルが絶えない……など



2. スクールカウンセラーに児童生徒の様子を見てもらいましょう。

授業中

休み時間

給食時間

放課後

学校行事

- ・気になる児童生徒の様子やクラス全体を見てもらうことで、今後の対応を一緒に考えることができます。問題行動の未然防止・早期発見にもつながります。

3. スクールカウンセラーと一緒に対応の方針を確認しましょう。

- ・学校が見立てを依頼した児童生徒の情報をスクールカウンセラーに伝え、対応方針を確認します。
- ・必要に応じて職員会議やケース会議などにも参加してもらい、対応方針や関係機関との連携などについて、専門的な立場から助言をもらいます。

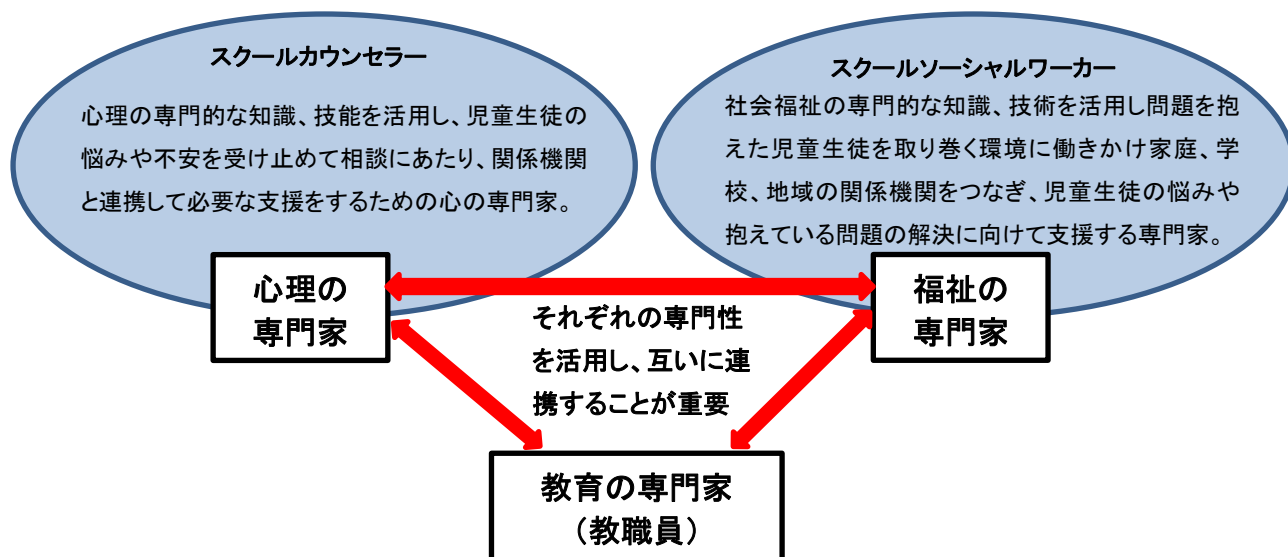


4. スクールカウンセラーに研修等を依頼しましょう。

- ・校内研修会等で、スクールカウンセラーを講師とし研修を行うことができます。
- ・小中連携のための情報交換に、スクールカウンセラーが参加することで、より丁寧な引継ぎができます。

## 学校チーム体制による支援のために

・教育の専門家である教職員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、学校がチームで問題を抱えた児童生徒の支援を行いましょ。よりよいチーム体制構築のために、学校はカウンセラーをどのように活用していくのか、相互理解と共通認識が必要です。



### アセスメント

○背景・原因を明らかにします

- ①児童虐待・いじめ等の疑い
- ②家庭環境
- ③学校環境
- ④地域環境
- ⑤本人の状況
- ⑥日常生活 等

スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー等  
専門家の活用

### プランニング

○課題を整理し、具体的な支援計画を立てます

- ①長期目標・短期目標の設定
- ②スモールステップでの課題克服
- ③教職員等の役割分担
- ④児童生徒への具体的な働きかけ
- ⑤保護者・関係機関との連携

教職員とスクールカウンセラー等と一緒に考えることで…

例えば

- 見方や考え方、対応の仕方がわかり、指導や対応の方向性が明確になる。
- 他の教職員やスクールカウンセラー等と役割を分担し、指導や対応ができる。
- 関係機関との連携を図りやすくなる。


### 3. スクールカウンセラー担当教員の役割について

#### スクールカウンセラーの活動をコーディネートするために

不登校やいじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等の対応にあたっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携した支援が重要であり、その活用の際には、コーディネーターの役割が重要です。



スクールカウンセラーの1日(例 A)

時間	活動内容	担当教員の役割
10:00～ 10:40	・Aさんの母親との面談 (相談室)	・保護者からの面談予約について、日程を調整する。
10:50～ 11:40	・〇年〇組Bさんの授業 観察(最近△△の状態) 	・担任からの要請に応じ、スクールカウンセラーに観察を依頼する。事前に指導記録を共有する。
給食時間	・〇年〇組で給食の様子を観察	・クラス全体の観察を依頼し、気になる様子等を共有する。

スクールカウンセラーの1日(例 B)

時間	活動内容	担当教員の役割
13:30～ 14:00	・〇〇先生と面談 (コンサルテーション)	・児童生徒への個別・集団対応に関する支援方針を協議する。
放課後	・ケース会議の実施	・出席メンバーが共通認識を持ち、今後の方向性を確認する。

## 4. 教職員・スクールカウンセラーが配慮すべき事項について

### ★守秘義務について

・スクールカウンセラーには公務員としての守秘義務が適応されます。ただし、スクールカウンセラーが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援が必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要です。必要に応じて相談者の理解を得るように努めましょう。

### ★情報の共有について

・スクールカウンセラーは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要があります。ただし、スクールカウンセラーは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意しましょう。

### ★児童虐待に係る通告

・虐待、あるいは虐待を疑う場合、教職員や学校には、市町又は児童相談所への「通告」の義務が課せられています。教職員とスクールカウンセラーが協力して、日頃から児童生徒の状況の把握に努めるとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を作ることが大切です。

### ★家庭訪問について

・児童生徒の指導上、校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、教員同行のもと、家庭訪問を実施することができます。その際、児童生徒の十分なアセスメントと実施タイミングの検討、毎回の訪問の目的明確化が必要です。相談を希望しているが来校や家庭訪問が困難な場合には、オンラインでの相談も可能です。

### ★相談室について

・児童生徒が安心して相談できるように、場所を確保することが重要です。また、教職員とスクールカウンセラーとの信頼関係を構築するため、職員室にも席を設ける等の配慮が必要です。

### ★緊急時の対応について

・学校や児童生徒に関わる重大な事件や事故、非常変災などが発生した場合、学校からの要請に基づいて、スクールカウンセラーを派遣し心のケア等の支援を実施することが可能です。

#### <参考資料>

- ・スクールカウンセラー等活用事業実施要領（文部科学省）
- ・スクールカウンセラー等活用事業実施要項（滋賀県教育委員会）
- ・スクールソーシャルワーカー活用リーフレット（滋賀県教育委員会）
- ・生徒指導提要（文部科学省） 令和4年12月
- ・学校教員向け いじめ対応リーフレット（滋賀県教育委員会） 令和6年4月
- ・学校教員向け 滋賀の子ども達の社会的自立を支える不登校の理解と対応リーフレット（滋賀県教育委員会） 令和6年4月

